

【将来改正の可能性】非上場株式の評価方法見直しについて 1/2

2024年の決算検査報告で会計検査院から非上場株式の評価方法について指摘が入り、**国税庁に対して評価制度の見直しを検討するよう所見を述べました。1964年以來の改正に発展する可能性が高まっており、過去の例からも、有識者会議での議論を経て早期の課税強化が見込まれます。**

有識者会議で議論された論点 (2026年4月20日)

【有識者会議で議論された主な論点】



1. 時価との乖離の
解消



2. 些細な差での
評価変動と不自然操作



3. 現代の金利水準を
反映



4. 円滑な事業承継
と納得感

1. M&A時の譲渡価額等(時価)に見合った評価額の適正化。
2. 売上高等の微差で生じる評価変動の解消、及び評価引き下げを目的とした不自然な操作の防止。
3. 「配当還元率10%」を現代の金利水準に見直し、評価の歪み解消。
4. 中小企業の円滑な事業承継に配慮しつつ、納得感をえられるルール形成。

有識者会議で議論された論点 (2026年5月11日)

【主な議題内容】

- ・相続税における財産評価の現状と課題
- ・会社法の観点から見た株式評価
- ・M&A実務における中小企業(非上場企業)の企業価値評価

【方向性】

- 税務上評価額を実勢価額(M&A価額や裁判所の決定価額)に見合った企業価値評価方法の検討。

欧州諸国(例:ドイツ)の非上場株式評価方法

非上場 株式評価 方法	簡便収益還元方式	年平均持続収益 × 13.75 直近3年間の税前利益から非経常的な損益等 を調整し、13.75倍を乗じる
	純資産価額	純資産価額 上記、収益還元方式が会社保有の資産価値 を下回る場合でも、純資産価額が評価の下限

- 現行ルールของบริษัท規模等に応じた評価区分の調整はなく一律の基準(収益力もしくは純資産)で算出する評価構造となっている
- ※ドイツの評価方法に基づけば、有識者会議で議論されている論点が解消される

事業承継課題における欧州諸国の動向

【日本の事業承継税制は、ドイツやイギリスを参考に創設】

➤ドイツ

雇用要件を条件に、事業用資産の相続税を最大100%免除
(日本の雇用要件のベースとなった)

➤イギリス

事業用資産の相続税評価額を50%又は100%減額

⇒欧州でも「高い相続税率」が中小企業の世代交代の足枷になっていたが、**事業資産への優遇措置を創設した。**

欧州諸国の制度を参考に、税務上の評価を実勢価格に近づけた上で、事業承継への配慮は「評価額の調整」ではなく「事業承継税制等の特例措置」へシフトしていくのではないかと見込まれます。

【将来改正の可能性】非上場株式の評価方法見直しについて 2/2

ミカタ税理士法人では、評価方法の変更有無に関わらず、オーナー経営者のミカタとなり、効果的な事業承継対策を提案させていただきます。

新評価の想定スケジュールと対応策

【新評価ルールの適用スケジュール案】



【ニーズ・緊急性ある先】

2027年12月末までに結論 & 株価対策 & 実行

具体例

緊急度	対応時期	属性	対応策	理由
高	今期から対策	・大株主が 高齢 ・少数株主からの集約が必要	贈与(精算課税) or 譲渡	評価方法の変更を待つ必要がない 改正により集約コストが増加する可能性がある
中	今期から2027年にかけて対策	・利益引下の株価対策が有効 (配当ゼロ & 利益高い) ・ 後継者が決定 している	利益対策(オペ等) 事業承継税制 & 贈与	株価を下げられる最後のチャンス 株価が高すぎる場合は、固定することも有り
	今期から2027年にかけて対策	・HD体制構築したが株価対策が途中の場合	事業承継税制を受けれるように整備する	免除を受けるためのハードルが下がる可能性があるため整備を進めることを検討(雇用と事業要件)
低	2027年以降様子見	・後継者未定や不在 ・3年以内に組織再編や不動産を活用した対策実施済み	(通達発表後) 内容に合わせて、検討	従来のスキーム効果が不透明なため、改正後の新評価ルールに即した再検証を行うことが望ましい